

はしがき

本書は、筆者が発表した論文の中からベルギーの違憲審査制について折々に書いてきたものをまとめ、これに補正・加筆して、ベルギーでの違憲審査制の誕生から現在に至るおよそ45年の過程をたどるものである。仲裁院の創設および権限拡大、特に人権保障における役割やそのテクニック、憲法裁判所への名称変更後の展開、特に連邦制を機能させるための役割（連邦への忠誠統制）について明らかにしたものである。

まず初めに、何故「ベルギー」だったのか？を説明しておきたい。

筆者が違憲審査制に興味を持った70年代後半から80年代初めにかけての時代は、大陸型の違憲審査制が既に採用されていた国々では改革が行われ、また欧州のいくつかの国で違憲審査制が新たに採用され、憲法裁判所が創設されようとするなど活発な動きがあった。フランスの違憲審査制研究の大家であった故ファヴォール FAVOREU 教授は、20世紀における法律の合憲性統制の発展の3つの段階の1つとして、これを「第3の波」と形容され、かの有名な故カッペレッティー CAPPELLETTI 教授も、大陸型の「素晴らしい開花」と評されていた。

筆者もこの大きな動きを知りたく思い、関連の書物をいくつか手に取ってみた。その中の一冊に、後に師事することになるデルペレ DELPÉREÉ 先生の論文が載せられていて、ベルギーでも違憲審査制導入の議論があると紹介されていた。¹⁾きっと上記した動きに位置付けられるもので、もう少し詳しく知りたいと思いはしたものの直ぐには情報を得ることができずにいた。筆者が院生の頃は欧米の情報の入手にはとても時間の掛かった時代で、本一冊購入するにもかなりの手間暇が掛かった。さらに詳しく学問の動向を知りたくても現在のようにネットを用いてすぐにフォローできないもどかしさがあった。当時は数年遅れの情報でも新しいと言えた。84年春にあるベルギー外交官に違憲審査制導入の動きについて話をしたら、「君は良く知ってるな。法律が採択されたばかりで、裁判所がこれから設けられるところだよ。」と教えられた。

どんな経緯で違憲審査制が採用されることになったのだろうか？ 創設された

ばかりの違憲審査制とはどんなものだろう？ などと色々な疑問が湧いてきて、これがベルギー留学を志し、ベルギー憲法を学ぶきっかけとなったのである。

こうして、筆者は、設立されたばかりのベルギー仲裁院 Cour d'arbitrage の門を叩いた最初の外国人研究者の 1 人となっていた。

【注】

- 1) De VISSCHER (P.) et DELPÉRÉE (F.), "Pour une juridiction constitutionnelle en Belgique", *Actualité du contrôle juridictionnel des lois, Travaux des Sixièmes Journées d'études juridiques Jean Dabin*, Bruxelles, Larcier 1973, pp. 241-296. ベルギーに憲法裁判機関を設けるべきだとの結論であった。

*なお、カバーも含め使用した写真はすべて著者撮影である。